

財形年金預金規定

I 期日指定定期預金の場合

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れられるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入は1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類・とりまとめ継続方法)

- (1) 支払開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前1.による預金は、1口の期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が1年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が2年を超える期日指定定期預金(本項により継続した期日指定定期預金を含む)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元利金と自由金利型定期預金(M型)の元利金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ① 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額(ただし100円単位とします)を元金として、年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする12口の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」という)を作成します。
ただし、自由金利型定期預金(M型)の預入期間は1年未満とします。
 - ② 年金計算基本額から前①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1口の期日指定定期預金(以下これらを「定期預金(継続口)」という)を作成します。
 - ③ 定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前(1)に準じて取扱い、以後同様とします。
この場合、前(1)に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元利金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が12回以下になる場合には、当該定期預金(継続口)の元利金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。
- (3) この期日指定定期預金は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。
A 1年以上2年未満…当行所定の「2年未満」利率
B 2年以上…当行所定の「2年以上」利率(以下「2年以上利率」という)
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合
預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の自由金利型定期預金(M型)利率によって計算します。
 - ③ 前①、②の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合または第6条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとにその預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます)により計算します。
A 6か月未満…解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満…2年以上利率×40%

- C 1年以上1年6か月未満・2年以上利率×50%
- D 1年6か月以上2年未満・2年以上利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満・2年以上利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満・2年以上利率×90%

② 預入期間ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入期間ごとにその預金から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4以下は切捨てます）により計算します。

- A 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……………上記（1）②の適用利率×20%

ただし、預入日から解約日までの預入期間が6ヵ月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間及び解約時点での金額に応じて預入日におけるスーパー定期の店頭表示利率に90%を乗じた利率は上回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第6条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財形年金預金ご契約の証(以下「契約の証」という)とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

- (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、また暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

7. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなったときは、この預金は、上記2. および上記3. にかかわらず次により取扱い、退職時の事由が生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前6. 第1項と同様の手続をとってください。

- ① 期日指定定期預金は、退職時の事由が生じた日の1年後の応当日の前日を満期日とします。
- ② 退職等の事由が生じた日以後、1年以内に満期日の到来する期日指定定期預金は、その継続を停止します。

8. (据置期間中に金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. (最終預入日等の変更)

最終預入日または支払開始日、もしくは支払回数を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申し出てください。ただし、支払開始日を繰上げる場合は変更後支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに繰下げる場合は変更前支払開始日の1年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

10. (支払開始日以後の支払回数の変更)

支払開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金支払額を増額するために支払回数を変更するときは、変更後の支払日の3か月前の応当日の前日までに、当行所定の書式により当店に申し出てください。

ただし、この支払回数の変更は1回に限ります。また、変更により総支払回数が21回未満となる場

合には、変更できません。

11. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうへ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前「①」の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前「①」による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預かりした預金の支払が完了した場合は、契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

II 自由金利型定期預金(M型)の場合

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成年金貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、最終預入日まで年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れられるものとします。
- (2) この預金には、最終預入日までに支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入は1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類・とりまとめ継続方法)

- (1) 受取開始日は、最終預入日の6か月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、受取開始日の3か月前の応当日を「年金元金計算日」とします。また、年金元金計算日前1年ごとの年金元金計算日の応当日を「特定日」とします。
- (2) 前1. による預金は、預入日の6年後の応当日の前日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日までの期間が5年未満のときは、1口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)としてお預りします。
- (3) 特定日において、預入日(継続をしたときはその継続日)からの期間が5年以上6年未満の自由金利型定期預金(M型)(本(3)により継続した自由金利型定期預金(M型)を含む。)は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。
- (4) この自由金利型定期預金(M型)は、この規定の定めによる以外には満期日を指定することはできません。

3. (分割、支払方法)

- (1) この預金は、年金元金計算日に次により分割し、受取開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。また、預入されたすべての自由金利型定期預金(M型)の元金合計額を「年金計算基本額」とします。
 - ①年金計算基本額をあらかじめ指定された受取回数で除した金額(ただし100円単位とします。)を元金として、年金を3か月ごとにお受取りの場合は年金元金計算日から3か月ごとの応当日を満期日とする20口の、2か月ごとにお受取りの場合は年金元金計算日から2か月ごとの応当日を満期日とする30口(初回は29口)の自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(満期支払口)」という。)を作成します。
 - ②年金計算基本額から前①により作成された定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額を元金として、5年後の応当日を満期日とする1口の自由金利型定期預金(M型)(以下これらを「定期預金(継続口)」という。)を作成します。
 - ③定期預金(満期支払口)は、各々その満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- (2) 定期預金(継続口)は、満期日に前項に準じて取扱い、以後同様とします。
この場合、前項に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金(継続口)の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金(継続口)の満期日」と、「あらかじめ指定された受取回数」とあるのは「あらかじめ指定された受取回数のうち定期預金(継続口)の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が3か月ごとにお受取りの場合は20回以下、2か月ごとにお受取りの場合は30回以下になるときは、当該定期預金(継続口)の元金から定期預金(満期支払口)の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金(満期支払口)に加算します。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとに預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の利率によって6か月複利の方法で計算します。
ただし、預入期間3年未満は単利の方法で計算します。
また、預入期間2年以上3年未満の中間払日は別途定期預金を作成します。
- (2) 前記(1)の利率は、当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利息によって計算します。
- (4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合または第6条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満…………… 約定利率×50%
 - C 1年以上3年未満…………… 約定利率×70%
 - ②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満…………… 約定利率×40%
 - C 1年以上6か月未満…………… 約定利率×50%
 - D 1年6か月以上2年未満…………… 約定利率×60%
 - E 2年以上2年6か月未満…………… 約定利率×70%
 - F 2年6か月以上4年未満…………… 約定利率×90%
 - ③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - A 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上2年未満…………… 約定利率×20%
 - C 2年以上3年未満…………… 約定利率×30%
 - D 3年以上4年未満…………… 約定利率×50%
 - E 4年以上5年未満…………… 約定利率×70%

④預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A 6か月未満…………… 解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満…………… 約定利率×10%
- C 1年以上3年未満…………… 約定利率×20%
- D 3年以上4年未満…………… 約定利率×50%
- E 4年以上5年未満…………… 約定利率×70%

(5) ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に対応する預入日時点のスーパー定期の店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。

この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引謝絶)

この預金口座は、第6条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (預金の解約)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
(2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、財形年金預金ご契約の証(以下「契約の証」という。)とともに当店へ提出してください。

(3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

7. (退職時等の支払)

最終預入日までに退職等の事由により勤労者でなくなった時は、この預金は、第2条および第3条にかかわらず退職等の事由の生じた日の1年後の応当日の前日以後に支払います。この場合、前6、第1項と同様の手続をとってください。

なお、退職等の事由の生じた日以後、1年以内に満期日の到来する自由金利型定期預金(M型)は、その継続を停止します。

8. (据置期間中に金利上昇による非課税限度額超過の場合の取扱い)

この預金の最終預入日以後に財形法施行規則第1条の4の2の規定に基づき計算した年金計算基本額が非課税限度額以内であるにもかかわらず、据置期間中の金利の上昇によってこの預金の元利金が非課税限度額を超過する場合には、その元加に係る利子額全額をあらかじめ指定された預金口座に入金します。

9. (最終預入日等の変更)

最終預入日または受取開始日、もしくは受取方法を変更するときは、最終預入日までに、当行所定の書面によって当店に申し出てください。

ただし、受取開始日を繰上げる場合は、変更後受取開始日の5年3か月前応当日までかつ最終預入日までに、繰下げる場合は変更前受取開始日の5年3か月前応当日までかつ最終預入日までに申し出てください。

10. (支払開始日以後の支払回数の変更)

受取開始日以後に、財形法施行令第13条の4第3項の規定等に基づき年金受取額を増額するために受取回数を変更するときは、3か月ごとにお受取りの場合は、変更後の受取日の3か月前応当日の前日までに、2か月ごとにお受取りの場合は、変更後の受取日の2か月前応当日の前日までに、当行所定の書式により当店に申し出てください。

ただし、この受取回数の変更は1回に限ります。また、変更により総受取回数が3か月ごとにお受取りの場合は21回未満、2か月ごとにお受取りの場合は31回未満となるときには、変更することはできません。

10条～14条は前記Iの期日指定定期の場合の規定に準じます。

11. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

- (1) 契約の証や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、契約の証は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前「①」の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前「①」による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (契約の証の有効期限)

この規定によりお預かりした預金の支払が完了した場合は、契約の証は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上